

もうけ話 もうかる先は 悪質業者!!

気をつけて! 投資に関するトラブル

ようわからんけど、「ほんまに損はせん」いうて
言いゆうき、ちくと投資してみようかの~。

「未公開株」「社債」「ファンド」などの投資に関するトラブルが、高齢者を中心に、増加しています。

悪質な投資勧誘業者は「上場確実」「元本保証」「高値買取」などとうたい、投資の勧誘をしてきますが、実際にはこれらの文言が実行されることはありません。

また、業者の提示している住所には、ほとんどの場合実態がなく、最終的に電話による連絡も取れなくなるため、支払った代金を取り返すことは極めて困難です。

電話による勧誘が主流で、事前にパンフレットが送付される手口も多発しています。



しもうた!
やられたちや!

▶ 勧誘の手口

別業者による買取勧誘で投資欲をあおり勧誘する「劇場型」
過去の被害の回復をうたい勧誘する「被害回復型」
公的機関を装い勧誘する「公的機関装い型」

など

▶ 高知県内の投資に関する相談状況(平成23年4月～9月)

平成23年4月から9月までに、高知県立消費生活センターに寄せられた投資に関する相談は77件に上り、前年同期と比較すると2倍以上に急増しています。

□ 相談者の65%は60歳以上

□ 被害額(既払い額)の平均はおよそ492万円で、総額は約2億1649万円

●商品別相談件数

商 品	相談件数
ファンド	37
社 債	24
未 公開 株	16
合 計	77

▶ 投資の際の注意点

以下の点にご注意いただき、知らない業者からの投資勧誘には、安易に応じないようにしてください。

□ 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債(社債)」の勧誘が行われることは考えられません。

□ 法律上、幅広い投資家に対して「ファンド」への出資の勧誘を行えるのは、金融庁(財務局)の登録を受けた業者に限られます。登録業者は金融庁のホームページで確認できます。▶ <http://www.fsa.go.jp/>

□ 金融庁や消費生活センターなどの公的機関の職員が、投資勧誘や被害回復勧誘を行うことはありません。

不審な勧誘を受けた場合などは、最寄りの警察署又は消費生活センターへ情報をご提供ください。
あなたからの情報が、被害の拡大防止に役立てられます。

クイズで学ぼう！お金のイロイロ(問い合わせ)



矢口 百太

答えは次のページ ➡



金融商品の保有目的に照らした場合、余裕資金をもとに大きな収益をあげることを目的とした資金を「準備資金」という。○か×か。

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動をおこなっている団体です。

知るぽるとHP「今月のクイズ」より

生活設計編

知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会

(事務局 日本国銀行高知支店監理課内)

TEL:088-822-0114